

第31回政策評価審議会（第35回政策評価制度部会との合同）

1 日 時 令和4年12月12日（水）15時00分から16時30分

2 開催方法 Web会議により開催

3 出席者

（委員）

岡素之会長、森田朗会長代理、岩崎尚子委員、牛尾陽子委員、薄井充裕委員、
田淵雪子委員、田辺国昭臨時委員、横田響子臨時委員、小野達也専門委員

（総務省）

清水行政評価局長、砂山大臣官房審議官、平池大臣官房審議官、大槻総務課長、辻
企画課長、折田総務課企画官

4 議 題

諮問第2号の答申「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策」（案）について

5 資 料

資料1 諮問第2号の答申「デジタル時代にふさわしい具体的方策について」（案）

資料2 「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策」
の答申に当たって（談話）（案）

6 議 事 録

（岡会長） それでは、第31回政策評価審議会と第35回政策評価制度部会の合同会合を開会いたします。

本日は、前葉委員が御欠席でございます。そのほかの委員の皆様は、テレビ会議システムにより御出席いただいております。

なお、本日は、取り扱う議案について、関係機関との調整が必要な事項があるため、政策評価審議会議事運営規則に基づきまして非公開で行うこととしたいと考えておりますが、皆様、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(岡会長) ありがとうございます。

御異議ございませんので、本日は非公開で開催することといたします。なお、議事録については、後日、公表することとします。

それでは、議事に入ります。

議題は、諮問第2号の答申「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の実現のための具体的方策」(案)についてです。

本年6月に総務大臣から諮問を受けて以来、政策評価制度部会の委員の皆様には、精力的に御審議いただき、ありがとうございました。

本日は、これまでの検討結果を踏まえ、政策評価制度部会を中心に、大臣への「答申」案を整理していただきました。

また、今回、総務大臣に答申を行うに当たり、政策評価審議会として、今回の答申に込めた思いなどを取りまとめ、会長の談話として、答申と併せて公表したいと考えております。これまで各委員からいただきました御意見などを踏まえ、それぞれ案文を整理させていただいておりますので、まず、事務局から説明をお願いいたします。

(折田総務課企画官) 事務局の折田です。よろしくお願いいたします。

先生方、本日は資料の送付が当日となりまして、大変申し訳ございませんでした。事前に頂きました先生方の御意見を何とか反映したいということで金曜日まで議論しておりましたが、時間が足りず、御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

それでもまだ、先生方の御意見をきちんと受け止めきれていない部分もあろうかと思えます。それにつきましては、この後、御指摘いただければと思いますが、まず、答申の案文について、事務局で整理した内容を御説明させていただきます。

まず、「はじめに」ですが、こちらについては、最初に位置付けを確認するという意味で、二つのパラグラフを御用意しております。

先生方から頂いた御意見の中で、令和3年の政策評価審議会提言がベースになって令和4年の「デジタル時代にふさわしい政策形成・評価の在り方に関する提言」ができておりますので、令和4年の提言だけではなくて、令和3年の提言の趣旨も踏まえてほしいという御

意見がありました。当然、形式上は令和4年の提言を踏まえた答申になりますが、我々の気持ちとしましては、意味内容として、一つ目のパラグラフにありますとおり、政策の効果を把握・検証して軌道修正できるアプローチとは、制度の導入当初から目指してきたものであると提言で御確認いただいたものと受け止めております。今回の答申も、制度の導入の端緒となりました行政改革推進会議の最終報告、それから、政策評価法の20年以上にわたる施行状況を踏まえて、今回の具体策を取りまとめたという形で書かせていただいております。

次のページです。意味内容の中で一番重要な地位を占めるのが効果検証、それから、複数の先生方から、デジタル技術の活用についてもしっかりと取り扱うようにという御意見を頂きましたので、その二つについて並べております。

まず、政策の見直し・改善のために効果検証を実施していくということですが、では効果検証とは一体何なのかを説明しているのが二つ目のパラグラフです。複数の先生方から、もう少し軟らかい言葉で分かりやすく書けないのかと御指導いただきまして、我々なりに頑張ってみたのですが、まだまだ分かりづらい点があるかと思えます。恐らく、森田先生の船の絵が一番分かりやすく、なかなかあれを超えられず大変申し訳なく思っておりますが、答申の案文だけではなく、概要、それから外向けの説明の中で、分かりやすい実例でイメージが湧くものを御用意できればと考えております。

効果検証の二つ目のパラグラフですが、少し平たい言葉で、その趣旨を書いております。想定どおり進んでいるか確認して、進んでいなければ、そのボトルネックを確認して、政策の目的に沿って、違う手段があるのであれば思い切って手段の入替えも行うということを行っています。それから、これは政策の企画立案から実施に至るプロセスの至るところで行われるべきものであるという御意見も頂戴しておりますので、その趣旨を書きまして、正にこの営み自体がEBPMの目指しているところ、行政改革推進本部事務局が用いている用語ですと、スタティックなEBPMではなくダイナミックな見直し改善につながる動的なEBPMに近いのかもしれませんが、それと同じであることも御意見を頂きましたので書かせていただいております。

その上で、その次のパラグラフ、総務省行政評価局という言葉が何回も出てきますので今後は「行政評価局」と縮めて書かせていただきますが、行政評価局が内閣官房と連携して、EBPM、効果検証を進めていくべきと書かせていただいております。

それから、多数御意見をいただきましたデジタル化についてです。一番の肝の部分は、霞が関の政策の形成評価に、いかにデジタル化による変化を取り入れるかということが先生

方からのメッセージかと思いますので、それについては、会長の談話にも出てきておりますが、こちらにもこのような形で書かせていただいております。要素としては二つございます。一つは、利活用できる新しいデジタル技術によって、リアルタイムではないにしても、様々な形でデータの収集ができるようになってきますので、そういった新しく手に入った統計やデータを政策の企画立案に生かしていく、それを更に効果検証に生かしていくことです。

もう一つは、先ほど手段の入替えと申し上げましたが、デジタル技術によって、システム、それからアプリも含めて、まだ使いこなせていない部分が色々あるかと思いますが、新しい政策手段が生まれてきておりますので、効果検証を行って手段を入れ替えるときに、そういう新しく生まれてきた技術も活用していく、この二つの要素を入れさせていただいております。

その上で、我々霞が関は社会を引っ張っていく存在であると先生方におっしゃっていただきましたので、我々自身ではこういう風には書けませんが、政策評価審議会の先生方からということで、社会を牽引すべき立場にある我々がしっかり頑張るというメッセージを、ここに入れさせていただいております。

次のページです。その上で、この効果検証をいかに実施していくかということで、政策評価制度をアップデートしていくことをこのパートを書かせていただいております。政策評価制度の20年の取組の中で、まず、企画立案、実施に偏重してきた我が国の行政に、評価という新しい取組を定着させるため、体系的かつ網羅的に評価をやることで制度運用してきた訳ですが、少し強く書き過ぎなところもあろうかと思いますが、そのことによるマイナスの側面もあるのではないかと思います。

ただ、やはり政策評価制度を取り入れて、各府省の政策立案の現場でもいろいろな形の変化があるのではないかということが、次のパラグラフです。企画立案の中で、現状や課題に対する分析、それから政策評価審議会等の場でも政策、分析に関する議論が様々行われております。こうした実際に行われている評価が本来あるべき自然な形での評価なのではないかということを前提として、政策評価制度の目指すべき方向といたしましては、立案と評価の単位を一致させて、立案の中で行われている評価をそのままの形で有効に活用していく。その中で、効果検証の取組の質を高めていって、見直し改善につなげていくことの重要性をここで指摘させていただいております。

もう一つ、制度の導入という意味で、これまで統一性・一貫性の確保を重視した運用が行われてきたかと思います。これはこれで一つの到達点に立ったというのが先生方からの御

認識だと考えておりますが、今後、次のステージに行くために、政策の在り方は様々であることは、我々事務方も、今回改めて各府省の政策の実例を見て実感したところです。先日御紹介いたしました秋レビューでも、事業や政策の在り方が様々ですので、一律の評価方法ではなかなかカバーできない面があることが指摘されておりましたが、統一性・一覧性という観点から少し考え方を変えていくべきではないかということをごうたっております。一言で言いますと、個別性・多様性を重視した制度運用に転換していくことになろうかと思っております。

それから、数値目標については、今や当たり前のようにいろいろな場面で使われるようになりましたが、政策評価制度の導入以前から考えますと、昔はこういったことはなかなか難しかったため、政策評価制度の導入による大きな進歩ではないかと考えております。この数値目標でも、効果検証でも、何の効果を目指すのかということが当然先にあつて、森田先生の船の絵で言うと、目的地がはっきりしていないものについては効果検証が難しいため、そういった面での数値目標の有用性は当然ある訳です。ただ、現場での見直し改善につながらない形、一律にこういう風にやらなければいけない、政策の特性に応じない形で設計せざるを得ないということがもしあるのであれば、自由度を高めて本来あるべきものにしていきたいということが、答申の「はじめに」で書かせていただきました現状の認識部分です。

それから2番目、この認識に沿った形でどういったことを具体的に行っていくかを、順を追って説明いたします。内容としては四つあります。効果検証の取組、定義にもあります特性に応じた評価をしっかりと実施していくこと、企画立案プロセスの中で行われているものをしっかりと位置付けていくこと、それから、負担軽減です。

まず、効果検証の取組ですが、政策の見直し・改善を行っていくためには、柔軟に軌道修正していくしなやかさが大事になるかと思っております。ただ、その過程で、今回の提言の肝となりますデジタル技術を使って、しっかりと納得できる根拠やデータを取得して活用していきます。

こういった基本的な考え方に沿って何をするかということが、その次です。一つ目ですが、効果検証の方法は政策の特性に応じて非常に様々ではありますが、先日御紹介いたしましたように、個々のアクティビティにまで分解して考えていくと第一歩が踏み出せるのではないかと考えているため、そこから進めていったらどうかと書かせていただいております。ただ、これに関しては、複数の先生方から御指摘いただきましたが、部分最適にならないように、その政策の目的は一体何であるのか、目的と手段の整合性についてしっかりと考えるこ

とが当然の前提でありますので、その点についても書かせていただいております。

こうした取組が望ましいことを言った上で、我々行政評価局は、各府省の取組、実例を見て、どういった取組が行われて、その中でどういう特徴を見いだすことができるのかを整理して、現場に使えるような知見やノウハウをしっかりと示していくべきであると書かせていただいております。

我々事務局としても非常に悩ましいと思っておりますが、複雑な構造を持つ政策の効果検証をどうやるのか。それから、予算や税制上の措置、規制を含めた様々な政策手段が同じような効果を狙って設計されている場合、それぞれの手段による効果を分解して図っていくかについては、正直、なかなか自信がないため、政策評価審議会の先生方のお力をお借りして、調査研究を実施していくという形で書かせていただいております。

それから、その次ですが、この効果検証を実施していくに当たって、各府省の中には、やり方、コスト面も含めて、実施したくてもなかなかできないところが出てこようかと思えますので、実証的共同研究の枠組みを少し柔軟化して、使いやすく、幅も広げて実施していきたいと考えております。その中で重要なポイントは二つあると考えておまして、一つは、先生方から頂いたお話の中で、地方公共団体の現場の声をしっかりと聞くようにしないと効果検証はなかなか難しきろうということでした。本日御欠席の前葉委員から頂いております御意見を御紹介させていただくと、例えば、補助金のように使い道がはっきりしているものではない交付金について効果検証を行うに当たっては、なかなかデータでは読み解けない部分がありますが、そのときに、現場にいる担当者の感覚、そういう複雑に絡み合ってくるものを現場の実感でどう捉えているかが、効果検証をより立体的にしていく上で重要なのではないかと御指摘いただいております。我々も効果検証の方法を、政策実施の一翼を担う地方公共団体の皆さんと一緒に考えていけたらという意味合いも込めまして、こう書かせていただいております。

それから、大学等の連携につきまして、また後ほど御指摘いただければと思いますけれども、地方公共団体、それからアカデミアの力をしっかりと活用していくという御意見も頂いておりますので、そういった形で行っていきたいと思っております。

それから、データベースですが、今後また御相談していきたいと思っておりますが、いろいろな政策立案をするに当たって、我が国だけではなくて、諸外国のいろいろな行政分野でエビデンスが蓄積されております。我が国の行政間で海外の研究論文を見てエビデンスとして活用するところまでできるかはなかなか難しいかもしれませんが、我々の思いといたしまし

では、こういうデータベースを作って、各府省の立案に生かせるようなものができたらいいと思っております。これは、アカデミアの先生方に御協力いただく必要がありますので、そこについては、ぜひ先生方も協力いただければ幸いです。

その次です。行政評価局に、専門組織という少し大げさですが、各府省のしっかりとしたサポートができるようにチームを作って、それから、行政評価局の職員も、データ分析を含めてきちんとリスキリングをして、新しい時代に対応できる人材になっていくべきだと書かせていただいております。実際、我々も、職員、特に若い職員を見ておきますと、やはりこれまでとは違った形でスキルセットを持っていると思いますし、そういう分析スキルを使って仕事をすることが霞が関の仕事を面白くすることにつながると思いますので、ぜひ、そういった方向で取組をしていければと思っております。

それから、次の二つ、統計データの関係で書かせていただいております。こちらも先生方から御指摘いただきまして追加した部分ですが、まず、人材育成を広く進めていく、行政評価局は当然ですが、各府省のいろいろなところでEBPMに関する研修等を行われておりますので、それをトータルでコーディネートしていくべきであることが1点目です。

もう一つがデータの活用です。EBPM、効果検証を進めていけば、データのニーズは当然高まってまいりますので、その供給側にどう対応していくかが肝になってまいります。同じ総務省の中に、統計関係部局が多数あります。当面、公的統計の利活用が肝になってくると思いますが、将来的にはビッグデータの活用も含めて、こういう専門的な機関と連携して、各府省の取組を支えていきたいと考えております。

ここまでの部分が肝になります。それでは、それを実際に行っていくに当たって、今の政策評価制度の中で最も適した取組をやろうと思ったときに、各府省が少しやりづらさを感じている部分について、二つ目、三つ目で書かせていただいております。

一つが特性に応じた評価の部分です。先ほど申し上げましたように、画一的・統一的な評価手法によらず、最も適した取組を行うために、実施しやすい方法で実施しても良いという形で制度運用を少し柔軟化していくことが二つ目です。具体的には、ガイドライン等における記述を修正するということです。

三つ目は、「はじめに」でも申し上げました企画立案の中で行われている取組をしっかりと作っていくということです。体系的、網羅的な取組を求めるということではなくて、自由度を高めて、形式から実質に取組の重点が移るようになるべくしていきたいということにして、提言の中にもありました答申、白書、それから計画のフォローアップを使ったり、行

政事業レビューシートを評価書として活用することなどで具体化していきたいと考えております。

これに関連しますが、4番目です。各府省が非常に多忙な中で政策立案を実施していくに当たっては、負担は小さいに超したことはありませんが、政策の分析、効果検証にしっかりと取り組めるようにするため、先ほど申しあげましたように、形式的な作業は排して、実質的な分析に力を注いでいただける形で制度運用していくべきだと書かせていただいております。

最後、「今後に向けて」の部分です。今回の提言の一つの方向性は自由化で、選択の余地を広げるということですが、その分、何をしたらいいのかという点については、しばらく試行錯誤が続くのではないかと考えておりますので、そこは制度官庁としっかりと各府省の取組をサポートしていくべきだと書いております。

それから、先ほど前葉委員からのお話にもあった現場の生の声、データの利活用は当然進めていくべきであります。もう一つ忘れてはいけないこととして、現地を見なければ分からないこと、現地を見れば分かることも大事にしていくべきだということも書かせていただいております。

それから、最後から二つ目のパラグラフですが、行政評価局の行っている行政運営改善調査について、部会等でも御議論いただきましたが、人口減少を初めとした横断的な課題、我が国が抱えている大きな課題について、しっかりと問題提起を行っていくべきと書かせていただいております。それから、現場の実態把握につきましては、管区の行政評価局、事務所、センターを含めて、現場にいる行政評価局の関係職員もしっかりと実施していくことも、先生方からの御意見を踏まえて書かせていただいております。

答申は以上ですが、これと一体のものとして会長から談話を出していただくため、案文を書かせていただいております。答申の中で書き切れなかった思いを少し強調するということが、三つ目のパラグラフについては、「前例のない新たな課題に対応する」ということで、御意見いただきました無謬性へのチャレンジ、前例のないことに対するチャレンジを霞が関がしっかり行っていくべきということを、一般的に効果検証を実施していくべきと答申には書いてありますが、「前例のない」というところを談話の中で強調させていただいております。

それから、次のパラグラフですが、デジタル技術を活用していくということで、霞が関がDXのフロントランナーになって社会全体を引っ張っていくことを期待するというのを、

メッセージとして明確に書かせていただきました。

それから、次のパラグラフ、複数の先生方から御意見を頂きましたが、データは飽くまでツールですので、データで読み解けない現場の実態があると、定性的であっても生の声を聞きながら丁寧に実情を把握するという、我が国のいろいろな組織で長年培われていた現場主義の良さを忘れないようにしてくれということも、会長のメッセージとして明確に書かせていただいております。

それから、最後のパラグラフです。自由化というところでいろいろ御心配いただきまして、監督者の視点も忘れるなど御意見を頂戴しております。これまでは監督者の視点が強かった訳ですが、それ以外の観点、立案者の視点、ユーザーの視点も大事にしていきたいと御意見については書かせていただきました。

最後に、各府省のアドバイザーのような形で、我々の立ち位置をしっかりと定めて、総務省行政評価局自身がチャレンジをしていくことを会長からのメッセージとして書かせていただきました。

長くなって申し訳ございません。事務局からの説明は以上です。

(岡会長) 折田企画官、ありがとうございました。

それでは、これから御意見を伺うのですが、まず、本答申案の取りまとめに御尽力いただきました森田部会長からコメントをいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

(森田会長代理) 森田でございます。

折田企画官、説明ありがとうございました。我々が検討してまいりましたいろいろな思いが答申の中に反映されていると思っております。私自身は、皆さんのいろいろな御意見を反映してまとめたものについて、特に異論はございません。

問題はこれからでして、これをきちんと理解していただいて、御協力いただけるような形で、私たちがどうサポートできるかについて考えていく必要があると思っております。

また、今日の談話も含めて、まだ、いろいろな御意見が出るかと思いますが、この機会でするので、ぜひ皆さんでいろいろ議論して、最終的にまとめていただければと思っております。

以上です。ありがとうございます。

(岡会長) 森田部会長、ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆様からの御質問、御意見などをお聞きしたいと思います。

どなたか、いかがですか。

横田臨時委員、よろしくお願いいたします。

(横田臨時委員) 横田です。

まずは感想ですが、この1月以降に議論してきた内容はもちろん、私が参加する前に先生方がおまとめくださった提言も踏まえた上での今回の答申になっているということで、大分、情報が詰まった内容になっていて、その点、安堵しております。おまとめありがとうございます。その上で、四つだけ確認があります。

まず、令和3年にまとめた提言の中でのユーザーは三つあって、政府、政策立案者、それから国民まで幅広くあったところですが、その点について、どこかで触れても良いのではないかと思います。今回の方針は主に政策立案者向けに書かれたものではあります。今回の取組が、ひいては国民が政策の実行プロセスの状況を把握する上でも役に立つということも、岡会長の談話又は答申に記載することを御検討いただけたら良いのではないかと。

二つ目は、地方公共団体の現場の声が大事であるのは、紹介のありました前葉委員からのコメントにもありましたが、地方公共団体の職員もパートナーであり、彼らもユーザーであると私は理解しているため、政策立案者の中に含まれているのかもしれませんが、地方公共団体の記載が若干落ちてきているような気がしております。地方公共団体は、声をくださるだけではなく、恐らく霞が関がEBPMを進めることで、地方公共団体にもEBPMの取組が広がっていきます。例えば、各府省の政策立案者の範囲をもう少し広げて、地方公共団体も政策立案者の一つとして活用していくことを入れてもいいのではないかと思います。先ほど申し上げた国民だけではなくて、地方公共団体の方にとっても活用してもらえるものだ、地方公共団体とも一緒に作り上げていくものになっていくのだというニュアンスを加えられないかと思いました。

三つ目は、柔軟化の方針についてはもちろん良いと思っておりますが、柔軟化し過ぎたときの歯止めの部分がやや気になっております。今後、ガイドラインを書き換えることで補足していく形でもいいとは思いますが、例えば、適時・的確に実施していると、中長期のものがほったらかしになる可能性があるため、ある一定の範囲内とすることが必要になるかと思っております。せっかく開かれた答申になっているので、少しつまづくようなワードを入れることに問題があるようであれば、ガイドラインの方で収めれば良いかと思っておりますが、そこは検討の範囲内かと思っております。

最後は、先生方にも事務局の方にも流れの意図を確認をしたいのですが、2ページ目の、要は「政策評価に疲れている」という部分です。なぜなら、けなして褒めて、けなして褒めてという流れになっている気がしていて、順番の入替えをした方がいいのか、意図があるか

ら今の流れにしているのかは少し気になる点です。私も読み込み切れていないので、もし追加で御説明いただけるのであればお願いしたいと思います。

以上です。

(岡会長) 横田臨時委員、ありがとうございました。

それでは、今の横田臨時委員の御意見あるいは御質問を含めまして、事務局、お答えいただけますか。

(折田総務課企画官) 横田臨時委員、ありがとうございました。

まず、1点目です。一番大事なユーザーである国民という存在をどういう形で位置付けるかということは、談話と答申のどちらに記載するか、我々でも考えてみたいと思います。霞が関を中心に考え過ぎているところがありますので、国民の視点が少し抜けているのはおっしゃるとおりだと思います。

2点目の地方公共団体について、こちらもどういう表現で記載するかは検討が必要ですが、今後、実際にこの答申を頂いてから、我々が取組を具体化していくための検討の中で考えておりますのが、地方公共団体の方々と一緒に実証的共同研究なども実施できればということです。当然、それを所管している各府省のお許しも要るわけですが、地方公共団体の皆さんも政策の立案者であり実施者であるわけですから、それを抜きにして現場での効果検証を語るのには難しいのはおっしゃるとおりだと思います。どういう形で答申に書くかは検討したいと思います。

あと、柔軟化に対する御懸念についてですが、今回、法律自体は変えておりませんので、政策評価法の趣旨・目的に沿った形での運用がなされるのは大前提であろうと思います。横田臨時委員もそこを御心配いただいているかと思いますが、今まで強く言い過ぎた部分については意図的に緩めることはこの中ではやっていけたらと思います。ただ、ガイドラインを含めてどう対応していくのかは重要な御指摘です。これは今後の具体化の中で御相談しますが、一つあるのは、そこまでやるのは良くないのではないかと個別に示していかないと、各府省の担当者としても、やはり、自由化、柔軟化したといっても結局は後で叩かれてしまうのであれば、これまでと変わらないのではないかという考えになってしまうと、今回の見直しの効果が出ないかと思っておりますので、そこはしばらく様子を見ることもあり得るのではないかと考えております。

それから、「はじめに」のミルフィーユのような構造になっている部分ですが、おっしゃるとおり、ここの部分は、後段の「具体的方策」とも構造が少しくロスしているところもあ

りまして、先生方から頂いた御趣旨をなかなかうまく整理し切れていない部分があるか
と思いますので、少し工夫はしてみたいと思います。

(横田臨時委員) 案文もなしにいろいろと話して申し訳ございません。よろしく願い
いたします。

(岡会長) ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。岩崎委員、いかがですか。

(岩崎委員) どうもありがとうございます、岩崎です。

まず、お取りまとめ頂きありがとうございました。答申案並びに談話につきまして、いず
れもこれまでの議論等を踏まえた内容を加味していただいておりますので、私からは特に
異議はありません。

若干コメントさせていただきます。今回の答申案が、デジタル技術の利活用の重要性やデ
ータ分析、あるいは有効性や具体的な方策により踏み込んだ内容になっていると思います
ので、今後、政策評価にデジタルを利活用していく上で非常に重要な指針になると考えてお
ります。国際機関等のデータの利活用や、データドリブンの世界的な潮流に合わせて、行政
評価局の政策評価制度が今後より評価されることを目指していただきたいと思いますと思っ
ております。

1点だけ、地方公共団体やアカデミアとの連携強化については理解いたしました。あえ
て言うならば、産官学と言うように、民間企業との連携は、DXあるいはイノベーションシ
ステムの実装に当たってはPPPの点で非常に大事かと思っておりますので、こちらも答
申か、あるいは談話のいずれかで含ませることも御一考いただければと思います。

また、私はデジタル政府を研究していますが、デジタル政府の最終的なゴールとして、「ウ
ェルビーイング」という言葉が、最近、デジタル先進国の目指すべき姿としてよく言及され
るようになっておりますので、国民視点の政策評価の在り方として、ぜひこの表現活用も期
待したいと思っております。

以上、簡単ですが、コメントとさせていただきます。

(岡会長) 岩崎委員、ありがとうございました。

事務局、何かコメントがございましたらお願いします。

(折田総務課企画官) 岩崎先生、ありがとうございます。

本来、我々が気づかなければいけませんが、この政策評価審議会自体が産業界の代表の方
にも入っていただいているにもかかわらず、その記述がないというのは、ひとえに、いかに

日々、事務局の視野が狭いかということです。書き方を含めて考えさせていただければと思います。

(岡会長) ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでございましょうか。

小野専門委員、よろしく願いいたします。

(小野専門委員) どうもありがとうございます。

本日の答申案と会長談話の案ですが、これまでの議論を踏まえまして、様々な論点について、大変よく目配りの利いたものにしていただいたのではないかと感じております。

これまで、私は比較的、技術的な側面からいろいろ申し上げてまいりましたが、今日は期待を込めたコメントと、シンプルな質問を一つだけさせていただきたいと思います。

まず、評価は、活用に至る評価結果の情報があって初めて活用できると思います。一方で、実際の評価制度の運用という場面になって初めてその評価のクオリティーが向上してくるという現状が間違いなくあるのだらうと思います。「評価疲れ」とも随分言われますが、これも、作業量自体が問題というより、実は活用されないとか、作業が報われないというような、ある種の徒労感が真の原因ではないかと思っています。活用については、この中でも随分強調されていますが、改めて評価結果を活用することが優先して徹底されれば、自然にと、必然的に、評価全体のクオリティーが向上するだらうと期待しております。

ただ、その場合、例えば、予算査定で使うとなると、予算獲得の理論武装になりかねないことはどこでも発生しうるなど、中立の立場としての総務省の役割が非常に重要になるのではないかも思っております。これも期待を込めてのコメントになります。

最後に一つ質問です。今回、このようにリニューアルして、政府の評価の仕組み、取組が改めて整備されることになると思います。今回の答申の中に政策評価法が出てきます。政策評価法自体は改正しないと思いますが、行政事業レビューはどのような位置付けになるのか。例えば、政策評価法に基づく評価の一つになるのか、今さらながらではありますが、教えていただければ幸いです。

以上です。

(岡会長) 小野専門委員、ありがとうございます。

今の、特に2番目の御質問の部分について、事務局、お答えできたらお願いいたします。

(折田総務課企画官) 小野先生、ありがとうございます。

1点目の部分について、先生がおっしゃるとおり、実際の担当者からすると、自分が行っ

ている作業が使われるかどうか、「評価疲れ」、あるいは徒労感につながっているという御指摘は、実務を行っている身からしても、非常にそのとおりだなと思います。ですので、意思決定過程においていかに評価が使われるようにするかが今回の眼目です。行政事業レビューも含めて、いろいろな場面で評価関連作業が意思決定に携わる人たちに使われるような場面を、当然、我々だけの力ではできませんが、関係各所と連携しながら、そういった方向にしていきたいということが一つあります。

大変僭越ながら、もう一つ、評価が使われることについて申し上げますと、この政策評価法を作ってから、ずっと期待されている政策評価の情報を、国民の皆さんに広く御覧いただいて、あるいは研究者の方々に御覧いただいて、政策に関する国民的な議論のプラットフォームとする意味合いもあったかと思います。ただ、そこが今どこまでできているのか、それは供給側の行政府の問題もあろうかと思いますが、いかに使われるものになっていくか。今回、政策立案者で限定をかけましたが、次のステージに求められる課題が、今、先生がおっしゃったことではないかと思いますので、その点については、我々も次の課題として考えていきたいと思っております。

それから、御質問いただきました政策評価法と行政事業レビューとの関係ですが、こちらについては、各府省の判断で、現在実施している行政事業レビューを政策評価法上の評価として位置付けることもできるような形にしたいと思っております。それをガイドラインないし何かに明確に記載したいと考えておりますが、一つございますのは、行政事業レビューの対象となっている予算事業の単位が非常に大小様々でして、これを一律に政策評価法上の評価とすることに何か大きなメリットがあるかということ、既に公開されているものですので、一律の対応は、いたずらに事務負担を増やすことにつながるのではないのかと我々は考えております。

ただ、行政評価局自身がそうですが、ほぼ同じような形で対象を切って政策評価と行政事業レビューの両方を行っているものについて、中身も重複しているものであれば、それは、レビューシートを政策評価法上の評価書という形で位置付ければ、今までの目標を立てて、それに対する進捗を見るという目標管理型評価と同じような形で行政事業レビューを実施しておりますので、そういう形で整理することも許容できるように改めるという内容を考えております。ですので、恐らく、現象面として今後起こりますのは、行政事業レビューを政策評価法上の評価と位置付けるところもあれば、今までと同じように役割分担をして残すところもあるなど、様々出てくるのではないかと考えております。

(岡会長) ありがとうございます。

小野専門委員、よろしいですか。

(小野専門委員) はい、ありがとうございます。

(岡会長) それでは、ほかの委員の方、いかがでございましょうか。

(牛尾委員) 牛尾ですが、よろしいでしょうか。

(岡会長) 牛尾委員、どうぞ、お願いします。

(牛尾委員) 大きく分けて3点コメントいたします。まず、第1点は、横田委員も触れていましたが、私は、やはり国民のための政策評価、国民の視点からの政策評価の見直しという部分を、できれば、「今後に向けて」の中にきちんと書き込んでほしいと思います。なぜかといいますと、やはり、政策評価制度は、国民の支持があつて法制化され、法律として決まったわけです。それに基づいて実施してきて、今回、見直しという形になるかもしれませんが、何も霞が関の都合でやるわけではなくて、より国民が納得する、国民満足のための政策評価であることを一文加えないと、やはり、「評価疲れ」があるからとか霞が関の仕事がしにくいからという理由でこういう答申を出すのは、少し筋が違うのではないかなという気がします。「今後に向けて」に入れるのが難しい場合は、大変僭越ですが、会長談話の中で、やはりその点に触れていただきたいと思います。政策評価審議会から、常に国民を念頭に置いていることを再度出していただきたいと思います。

第2点が、今後のお話ですが、現場を知る実務家や、研究者をうまく活用していく。特に、公共政策大学院とか海外の知見なども取り入れてネットワークを作って行っていく、これはすばらしいことで、制度官庁としての総務省、行政評価局しかできないことだと思います。この部分は、やはり今後進めていただきたいと思います。

それから3番目ですが、私としては、政策評価法の成り立ちから考えても、縦割り行政の弊害は非常に気になります。縦割りは、各府省間だけではなくて部局間にもあるという話も伺っておりますので、やはり、政策の立案と評価の単位をきちんとそろえて、その上で評価を実施していくこと。それから、特に、制度官庁としての行政評価局ができることだと思いますが、ぜひ、好事例を横展開するような形で各府省に発信していただきたいと思います。

最後に、これは余談というか、個人の意見になりますが、政策評価審議会が直接関与する範囲ではありませんが、行政事業レビューの問題で、実態的には行政事業レビューと予算査定の重複はかなりあるのではないかと私は思っております。行政事業レビューに参加している委員もいらっしゃると思いますが、行政事業レビューと予算査定、その両者を一体的に

整理するのは、今後あるのかどうなのか。そこが分からない部分があって、政策評価は作業量負担を考慮してこういう形にしましたと言って、ほかの部分全然手がつかないのであれば、いつまでたっても霞が関のブラック化は改善されないで、その部分も個人的には非常に気になっています。

以上です。

(岡会長) 牛尾委員、ありがとうございました。

それでは事務局、コメントをお願いいたします。

(折田総務課企画官) 牛尾先生、ありがとうございます。

まず、1点目です。我々も今回、霞が関の都合で行うとは受け止めておらず、有効性に着目した政策作りを行っていけば、ひいては国民の利益になるところが一番の肝だと考えております。文字を見ると、先生がおっしゃるような印象を持たれるかと思しますので、そこは誤解が生じないように記載を工夫させていただきたいと思っております。

それから2点目、「大学等」と書かせていただいておりますけれども、やはり、先生がおっしゃるとおり、公共政策大学院は非常に大きな存在であろうと思っております。そこにいらっしゃる教員の方、研究者の方、学生の方、ある意味、行政官とは違ういろいろな形で政策を担っておられる方々ではないかと思っております。今後、そうした方々をうまく巻き込むような形で我々も仕事をしていきたいと思っておりますので、ぜひ、先生のお力もお貸しいただければと思います。よろしく申し上げます。

それから、3点目の縦割りの弊害です。こちらについても、立案と評価の単位をそろえる意図を先生から教えていただきまして、まさに立案は組織の縦割りを越えた形でなされているわけです。その立案に合わせて評価を行うことが、一つ、縦割りを乗り越える手段になるのではないかと受け止めておりますので、先生がおっしゃるように、我々として望ましいことを整理して、各府省の皆さんにもお伝えしていけるようになればと考えております。

4点目、予算査定と行政事業レビューとの関係です。行政事業レビューについては、これまでも指摘されておりますし、先日の秋の行政事業レビューでも、今後の見直しの中で行革事務局が整理しておりますが、先ほど先生からありましたように、使われなければ意味がないことから、予算査定のプラットフォームとしてしっかり使われるものにしていく。使われるようにするためには今のままでいいかという、そうではないだろう。記載内容を含めて、今後見直しをすると行革事務局は打ち出しをしております。まだ具体的な中身は見えてきておりませんが、その辺り、我々も半ば当事者として、しっかり見ていきたいと思っております。

(牛尾委員) ありがとうございます。

(岡会長) ありがとうございます。

ほかの委員、いかがでございましょうか。

(田淵委員) 田淵です、よろしいでしょうか。

(岡会長) はい、どうぞ。田淵委員。

(田淵委員) ありがとうございます。

私も、内容的なものに関しては、よく整理されていると思います。ただ、事前にもコメントさせていただきましたが、3ページの1行目、「まずはアクティビティに着目した取組を行うことを推奨する」という整理がなされていることに対して、この言い回しですと、政策体系よりも先に事業の積上げに目が行ってしまうので、その辺りはもう少し整理が必要ではないかと思います。事前のコメントを受けて、なお書きで「政策目的と手段の整合性についても検討することが重要」という形で整理がなされていますが、これだと、まだ少し弱いのではないかと。提言には「政策体系の明示」としっかり書かれていますので、事業だけに目が行ってしまわないよう、まずは政策体系を明示することが重要で、その上で、政策目的と手段の整合性について検討することはあり得ると思いますが、もう1回、ここは検討していただきたいと思います。内容面に関して、ミスリードにならないような形で整理していただきたいというのが1点目です。

もう1点、談話に書かれている「ツールに過ぎないデジタル技術やデータに振り回されることなく」について、私も、特に運用面で非常に重要なポイントだろうと思います。答申、談話と併せて読んでいただければ分かりますが、答申だけ読まれる方のほうが断然多いので、答申だけ読んでも、デジタルはツールであることに留意する意図が伝わるような形で、整理していただくといいかなと思います。具体的には、4ページの「3. 今後に向けて」の2段落目で、例えば「政策の効果検証の取組においては、デジタルがツールであることに留意し、データを見ているだけでは分からない」というような形で、利活用していく上でのツールだと伝わるように整理していただくとよいのではないかと思います。

また、先ほど、横田委員、牛尾委員からもあったユーザーの視点、国民の視点に関して、私も全く同感です。やはり国民の視点で評価が行われていること、そこの部分に関しては、私は答申だけでも分かるような、伝わるような形で入れ込んでいただくと良いと思います。

以上3点、申し上げさせていただきました。ありがとうございます。

(岡会長) 田淵委員、ありがとうございます。

事務局、コメントをお願いいたします。

(折田総務課企画官) 田淵先生、ありがとうございました。

まず、一つ目です。平成17年の施行後、3年目の見直しで政策体系の明示を入れまして、これが我が国の政策に関わる、いろいろな議論の重要なインフラになっていることは、先生のおっしゃるとおりだと思います。我々、これを変えるつもりはありませんので、その辺りがしっかりと出るようにしたいと思います。

それから二つ目ですが、ツールに振り回されないことを答申の中でどこまでストレートに明示できるかという心配はありますが、今、先生から御示唆いただきましたので、工夫させていただければと思います。

三つ目について、これまでもいただいておりますが、国民の視点について、しっかりと答申の中で位置付けられるように工夫してみたいと思います。

(田淵委員) ありがとうございます。よろしく申し上げます。

(岡会長) ありがとうございました。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

薄井先生、どうぞ。

(薄井委員) ありがとうございます。

既に各委員の御発言にあったとおり、答申案についても、会長談話についても、限られた時間の中で非常によくまとめていただいて、私も委員の一人として心から御礼申し上げます。

これから申し上げるのは、プレスリリースのときの想定問答のような話だと思って聞いていただければと思います。

二つあります。まず、今まで出ていない論点として、やはりデジタル化について、我々自身の認識をいま一度深めておく必要があると思います。私の乏しい知識でも、デジタル化は、グローバル化とほとんど同義ではないかと思います。そうすると、我々の政策評価の在り方について、グローバル化という観点からすれば、当然、国際的な中でさらされ、そこでも評価されるものを、今後目指していかなければいけない。もし日本に先進性があって、ほかの国においてもある程度注目されるのであれば、国際的な視点はなによりも必要だと思います。これを答申の中で書いてくださいというつもりはさらさらありません。ただ、我々の検討は、今回、フェーズ1だと思います。フェーズ2、フェーズ3と切れ目なく続いていく検討の中で、デジタル化についてもより深く考察し、時代的要請を持ってそれに対応していく

ようなことだと思いますが、少なくとも、デジタル化とグローバル化との関係、その問題提起はしておきたいと思えます。

2番目に、我々は長くここに携わっているのですが、与件になっているのですが、本来、こういった答申を出す、一番初めに出てくる疑問、質問は、行政評価局としては、どういふ分野あるいは領域で何を取り上げてそのメッセージを出していくかということではないでしょうか。ここには分野論はあえて書いていないので、技術的な論点が中心になります。今回はそれで良しとして、一方でやはり今まで我々が行ってきたものを、もう1回、整理しておく必要はあるだろう。

例えば、かつて高度外国人労働者の問題を扱ったことがありますよね。また、女性活躍社会の在り方も扱ったと思えます。こういう非常に大きなテーマを扱う場合もあれば、極めて技術的に小さな論点を扱う場合もある。ここでは、大きいテーマを扱えばいいという発想ではありません。むしろ、小さなものの中に本質的に重要な問題が伏在しているかもしれない。ただ、少なくともこの数年間、実際、皆さんに教えていただいた点で言うと、象徴的な部分が二つあると思っています。一つは、社会的弱者についての視点を非常に小まめに取り上げていただいている。そこにはいろいろな発見もありましたし、教えもありました。こういう視点を上げるのは実は非常に重要な点で、むしろ、これは胸を張っていい行政評価局の過去のトラックレコードだと思えます。それからもう一つは、これはほかの委員の方とも共通いたしますが、防災、減災あるいは災害が発生したときの復旧、復興、いつ起きるか分からないエマージェンシー対応についてです。発生してからでは遅いので、事前予防的な観点も含めて政策評価に取り組んでこられたというのもあると思えます。

説得力のある物言いをするために、仮に分野について質問者からは問われた場合、どういふ応答ぶりをするかは一つの論点だと思えます。

以上、雑ばくな発言で恐縮ですが、もし何かコメントがあれば幸いです。ありがとうございました。

(岡会長) 薄井委員、ありがとうございました。

事務局、いかがでしょうか。

(折田総務課企画官) 薄井先生、ありがとうございます。

まず、1点目のデジタル化とグローバル化との関係です。これをどういった形で我々が認識して、それを具体的に体現するのかが問われているのだろうと思えます。我々制度官庁としてできること、デジタル化、グローバル化ということで、恐らく、急に我々の手で何か

できることにはならないと思います。ただ、今回、先生方からいろいろ御知見をいただいて、我々も気づかされたのが、各政策の現場の中で、今おっしゃったようなデジタル化、グローバル化を取り入れるところでの政策作りの技術的な側面での核心が何か要るのではないかとということ。それから心持ちの問題ですね、先生方からいただきました無謬性にとらわれずに前例のないことにチャレンジすることも含めて、政策を形成、評価、トータルで見たときの心構え、技術論について、私もまだ具体的に像を結んでいませんが、今回の先生方からのコメントを受けて、我々なりに具体化して、先生に、また、それは違うぞとだけ言っていたような取組を進めていけたらと思っているのが一つ目です。まだ何も考えられておらず、申し訳ございません。

それから、二つ目です。横断的な課題について、部会でも御議論いただきました。我々、ふだん気づかずに、いろいろな形で行政運営改善調査、それから政策評価の取組を行っておりますが、今回、森田先生から御示唆いただいて、我々が実施していることの中で、共通項として像を結んできたものがあるのではないかと、我々の仕事を改めて振り返ってみました。当然、個別の対応だけを考えているつもりはありませんが、もう少し視野を広げて横を見ると、行政評価局あるいは政策評価審議会ではか築けないようなものがあると教えていただいたと思っております。これもまた、我々の中でもなかなか、今すぐにこういうものがあるのではないかとはい出てきませんが、これまで実施してきたこと、そしてこれから実施していく中で、横断的な視点、それから、今、先生から褒めていただきました我々が得意とするところを大事にしていきたいと思えます。我々、なかなか自分自身で実施していることが見えない部分があります。ですので、先生方から、君たちが行っていることはこういうことにつながると今のようにおっしゃっていただくと、我々もはっと気付くところがございますので、ぜひ今後も御指導をよろしくお願いいたします。

(薄井委員) ありがとうございます。

もう一言だけ。私がそういうことを申し上げるのは、特に第2点目について、以前各府省ヒアリングに陪席させていただいたのですが、行政評価局だけではなくて、各府省に我々と同じような問題意識をもち具体的な取組を行っている多くのメンバーがいます。あるいは地方の行政相談所に、地域の課題を常に見ている方もいらっしゃるということなので、霞が関や地方をよりチアアップするという点で言うと、今回の答申について、むしろ我々が今まで実施してきたことについて、自信を持って発信されたいのではないかと。それがひいては、さっき、折田企画官のお話を聞いていて、霞が関の仕事面白くするとおっしゃったと思

ますが、これ、いいなと思いました。文章として書くわけにはいかないかもしれませんが、若手を中心に、これから先、これを通じて霞が関の仕事を面白くしていく、その一助になればという気概、メッセージは非常にいいと思いますので、よろしく願いいたします。

(岡会長) 薄井委員、ありがとうございました。

ほか、いかがでございましょうか。

田辺臨時委員、どうぞ。

(田辺臨時委員) 田辺でございます。

答申の取りまとめ、どうもありがとうございました。特に、この段階で異議を申し立てる部分はありません。この形で進んでいくと良いかと思っております。

答申において評価の方向性は二つ出ていまして、一つは、目標管理型で行っている評価書作成としての制度から、デジションメイキングに使えるプロセスとしての評価に移行していこうというもの。それから二つ目は、評価のやり方も目標管理のような、目標と実績の比較を中心としたものから、むしろ効果検証やインパクトの側面を重視していくものへ。そのやり方も政策ごとに異なりますので、非常に柔軟かつ多様な評価の仕方をういていこうという方向だろうと思っております。

この二つの方向は、ある意味、政策評価という仕掛けが政府の中での規制の一種として捉えたと、政策評価法の中には、評価を政府の中でやる際の枠付けという意味もあったと思います。今回の方向性は、民間との対比で言うならば、政府の中の規制緩和を行うということなのであると思っております。

規制緩和を実施するという方向はいいですが、問題は二つあります。一つ目は、規制緩和のうちの評価の各府省で実施しているプロセスを、どのように制御していくのかという像がまだ見えていないことです。全体的に画一に実施するのであれば一斉に実施せよと命令すれば終わりですが、各府省でやることを促すという非常に分権的なアプローチを奨励する中で、どのようにコントロールをかけていくのかという課題が今後出てくるのではないかと。

二つ目は、こういう一連の評価の見直しを通じていくとどうなるかです。大きくいって、霞が関から行政処分みたいな権力的な部分を除くと、知識産業と情報産業と行っていることは似ています。知識産業、情報産業になると、いかにその情報を利用してもらうのか。また、そのためには、いかにクオリティーの高い情報を出すのかと、小野先生がおっしゃったとおりなのだろうと思えます。それを霞が関の中で出せるようにするためには何が必要な

のかという点です。

以前、政策評価法を作ったときに、金本先生が評価の中でやりたいと言ったのは、政策の国際競争の中で日本のポジションが落ちているため、それを取り返すための一つの仕掛けとして、この政策評価法を起爆剤にできないかということです。日本は、政策の運用については比較的良好だと思いますが、政策のアイデア、それからエビデンスに基づく客観性、それから政策の様々なレパートリーの広がりを見ると若干硬直化していった、そのポジションも落ちていっているのではないかという危機感があつたような気がします。この一連の政策評価制度の見直しは、それを取り返す一助になれば良いかなと思った次第です。

ただ、霞が関として情報産業のような形になってくると、取り組むべきことは三つであります。一つは、情報算出の際に、専門化ないしは客観化を図っていくことです。クオリティーの高い様々な学問分野、研究分野がありますから、霞が関の中だけではなく、それらを取り入れて、利用できるような情報として加工していくことが一つ。

それから二つ目は間違いなくDXでして、情報産業の中でDXはかけがえのないインフラとなっていますので、これをどう使いこなすのかという課題が今後出てくるのだろう。

それから三つ目は、今申し上げた二つとは若干違いますが、霞が関の中の情報もかなり分散していますが、世の中の経済、社会、それからグローバルイゼーションの中で何が生じているかという情報は、極めて分権的というか、現場によっていろいろ生じているものです。それを情報産業、知識産業として、霞が関がいかに上手に拾い上げていくことができるのか、かつ、拾い上げるだけではなく、それを一定の形で加工して利用できるような情報として展開できるのかといった側面が今後問われていくのだろうと思います。

今回の規制緩和としての行政評価の見直しは、その一助にはなりますが、コントロール方法が難しい。また、今後、情報化に耐えるような準備を進めていかないと、なかなか進むのが難しいかなと思った次第です。

以上、感想のようなことを申し上げました。

(岡会長) 田辺臨時委員、ありがとうございました。

事務局、コメントありますか。

(折田総務課企画官) 田辺先生、ありがとうございました。

すみません、簡単に。先生のお言葉で、我々が今、歴史の中でどういう位置付けにいるか少し見えてきまして、大変ありがとうございます。先生御指摘のとおり、今回取る分権的なアプローチと、その振れ幅として、恐らくまた集計のほうに触れていくことになろうかと思

いますが、この答申を作るに当たって先生からいただいたように、新しいチャレンジとして、我々もこの方向で行ったときに何が見えてくるかということを見て、また、次のステップの御相談をさせていただきたいと思っております。

その意味で、二つ目に御指摘いただきましたオペレーション、運用面での我が国のアドバンテージに対する立案の少し物足りなさという課題が、今回、コロナを含めて、我が国だけではないと思いますが、行政府の対応がいろいろな国で問題になりました。この辺りも行きつ戻りつしながら考えていかなければいけないのではないかと、先生のお話を伺いながら思っておりました。

その中で、情報産業、知識産業として、今、霞が関に足りない部分を、我々がこういった取組を実施していく中で、我々自身が解くことができるかどうかということ、そこは心もとないですが、まず、そういった現状に向き合うところがスタート地点ではないかと先生のお話を伺って思いました。

(岡会長) 折田企画官、ありがとうございます。

ほか、いかがでしょう。

予定の時間に迫っておりますが、おられたら、お願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、各委員の皆様から御質問、御意見をたくさん頂戴いたしました。ありがとうございました。

事務局でもそれぞれ受け止めて、考え方をコメントしていただいたので、質問者の参考にもなったと思います。

本日御審議いただいた答申及び談話の案文につきましては、これまでの議論を適切に反映していただいております、内容については、本日御欠席の委員を含む委員の皆様のお考えを踏まえたものになっているとは思いますが、本日、またたくさんの御意見をいただきましたので、それらの御意見も踏まえまして、私のほうで最終的な字句の整理などを行った上で、内容を確定し、委員の皆様にご通知申し上げたいと存じておりますが、そのような形で進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(岡会長) ありがとうございます。御異議ないことを確認いたしました。

今回の答申の取りまとめに当たりましては、森田部会長をはじめ、委員の皆様の多大な御尽力に感謝申し上げます。

総務省においては、答申の決定後、これを実行するために必要となる措置を進めていただくようお願いいたします。

本日の議題は全て終了いたしました。事務局から何かございますでしょうか。

(清水行政評価局長) 行政評価局長の清水です。

本日は大変お疲れさまでございます。ありがとうございました。

先ほどの御審議の中でもありましたが、この議論は、令和3年の提言がスタートになっています。令和3年の提言は、令和2年の夏頃から御議論いただいてきたので、これまで2年半にわたって御議論いただいてきたことです。一応の御審議という意味では本日が一区切りになりますが、今日もまた本質的な御意見をいろいろいただいたと思っております。まずは事務的に整理をしてみて、その上で会長にまた御相談させていただきたいと思っております。

今回の答申でも御指摘いただいておりますが、20年実施してきたことの大きな転換でもあります。今後またこれを進めていくに当たりまして、我々も各府省をサポートしていかなければいけないし、頭の転換もしていかなければいけないので、引き続き御指導いただけますようお願いしたいと思います。ここに至るまで、大変ありがとうございました。

(岡会長) 局長、ありがとうございました。

以上をもちまして、第31回政策評価審議会と第35回政策評価制度部会の合同会合を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参加いただきまして誠にありがとうございました。

(以上)